

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	尾道市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾道市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程 3年課程(定時制)	看護科	夜・通信	48単位	7単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 3年課程 昼間 定時制 (修業年限4年)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学則・教育課程・講義概要(冊子)を全学生に配布 尾道市医師会看護専門学校職員室にて閲覧可能
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

- 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

- 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	尾道市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾道市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	尾道市医師会看護専門学校運営委員会
役割	<p>委員会は、尾道市医師会会長統括のもとに、尾道市医師会看護専門学校の教育体制及び教育制度の改善・整備に関する実現方策等の検討を行うとともに、次に掲げる事項について審議及び連絡調整を行う</p> <p>(1) 尾道市医師会看護専門学校学則及び教育に係る規則の制定改廃に関する事項</p> <p>(2) 学校予算・執行等財務事項に関する事項</p> <p>(3) 教育方針、教育計画、教育課程に関する事項</p> <p>(4) 学校人事に関する事項</p> <p>(5) 学生募集及び学生定員に関する事項</p> <p>(6) 入学・卒業並びに学生の身分・異動に関する事項</p> <p>(7) その他学校の運営管理に関する事項</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	・社会福祉法人あずみの森監事 ・学校法人尾道学園尾道中学校高等学校ラグビー部後援会会長
学校法人尾道学園 尾道中学校高等学校理事長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	学校法人尾道学園 尾道中学校高等学校理事長
(備考) 任期は2年とし尾道市医師会看護専門学校運営委員会規程に準ずる。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	尾道市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾道市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画の作成・公表に係る取組の概要)	
● シラバス作成過程	
	<p>教育課程</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>学生のための授業</p>
<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0423-8a2.html">https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0423-8a2.html</a></p> <p>引用 本校の用語に一部改変</p>	
● シラバスの作成・公表時期	
<p>① 授業評価をもとに、専任教員間での内容の検討と見直し</p> <p>② 外来講師へのシラバス作成依頼 依頼時期：1月中旬～2月 教育課程とシラバスとの関連の説明 (分野のねらい、科目のねらい・内容・単位・時間数・対象学年) シラバスの項目についての説明 (科目名・学習(単位)目標、講義計画・回数・内容、評価方法、テキスト)</p> <p>③ 学生への冊子配布 教育課程(新入生のみ配布)・講義概要(シラバス) 講義予定表 公表時期：4月 始業(全員配布・web公開(GoogleClassroom内共有ドライブ))</p> <p>④ 学生新入生オリエンテーションで単位修得に関する説明を行う。</p> <p>⑤ 外来講師と授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準について相互の話し合いを行う(講師会議) 講義概要・講義予定配布</p>	
授業計画の公表方法	学則・教育課程・講義概要(冊子)を全学生に配布 尾道市医師会看護専門学校職員室にて閲覧可能 年間講義予定表はオンラインにてスプレッドシートを配信

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

● 成績評価の適切な方法

1) 成績評価の方法

学科試験・レポートまたは実習評価および学修態度、出席状況を総合して行う。既修得単位の認定は、学則第5章第22条 既修得単位認定規程に基づいて行う。入学前の履修科目の単位については学生からの申し出により、既修得単位認定規程第3条によりシラバスの一致が認められる科目に対してのみ「認定」の評価とする

(1) 学科試験について

①受験資格

・受験資格は各科目該当講師の授業時間数の3分の2以上出席していること。

②受験時期

・各学科試験は、講義終了後に行う。  
・講義時間数の多い科目については中間試験を行うこともある。  
・1単位に複数の講師が担当する場合は、1回の試験にまとめて行う。

③試験方法

・科目の形態・目標・内容により、筆記試験や実技試験（看護技術）が行われる場合がある。

(2) レポートについて

①レポート課題の提示

・担当講師から随時、課題の提示がある場合や、学科試験として提示される場合がある。

②課題の提出

・各科目のレポート課題の必要事項（課題、提出形式、枚数等）を確認し、期限・時間を厳守する。

(3) 実習評価について

①実習評価資格

・実習時間数の5分の4以上出席していること。

②実習評価の方法

・学習過程・記録で実習評価表を用いて評価する。  
・ルーブリック評価表を用いた評価を行っている。

③記録の提出期限

・提出期限が守れない場合は、記録による評価ができない場合がある。

(4) 学修態度・出席状況について

①学修態度・出席状況

・学習者の学修態度・出席状況は学修過程に大きく影響するため、学修態度・出席状況を整えることが大切である。

(5) 卒業研究の評価について

①パフォーマンス課題の提示

・担当講師から学科試験にかわるものとして提示する。  
論文作成、論理性、看護体験の意味づけ、発表の評価視点に沿って、「大変良い」「よい」「努力を要する」の3つの尺度を用いてルーブリック評価表を用いて評価する。

- ・評価項目は100点満点で点数化する。

ルーブリック評価は、事前にパフォーマンス課題を提示し、その課題に対するパフォーマンスをルーブリックという基準に沿って評価し、学習課題の理解度を確認できる有効な手段である。

## 2) 履修認定評価基準

### ①2021年までに入学した学生について

成績評価の基準は100点満点とし優・良・可・不可評価にて表示

評語	優	良	可	不可
得点	100～80点	79～70点	69～60点	59～0点

可以上を認定とする。

入学前の修得科目について単位認定する場合は「認定」と表記

### ②2022年以降に入学した学生について

(令和4年4月の保助看学校養成所指定規則一部改正に伴う教育課程改正により履修認定評価基準の変更することによるもの)

成績評価の基準は100点満点をGPA評価計算に基づきSABCDまたは秀優良可不可で表示

評語	S/秀	A/優	B/良	C/可	D/不可
得点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点
GPA	4	3	2	1	0

C/可以上を認定とする。

入学前の修得科目について単位認定する場合は「認定」と表記

### ● 厳格かつ適正に評価するための成績管理・整理

前期末・後期末には学生個人の前科目の合計点数の平均を算出し100点満点で点数化する。

教務主任が表計算アプリケーションを使用して各科目の個人得点をと成績入力・データ処理を行う

表計算機能を使って単位修得証明書(成績証明書)を作成

各担当教員は採点結果を記入した履修票を作成

### ● 試験結果の確認

成績入力の確認方法

受験した試験用紙と採点結果を記入した履修表を学生本人に返却し、試験結果を本人が確認

第1回目 2名での確認 原本(教務主任)・成績一覧表(副学校長)

- 実習の場合、実習評価一覧表

第2回目 4名での確認 成績一覧表(教務主任)・成績一覧表(副主任)

個人評定表(副学校長と担任)を確認後、必ず署名し、成績確認表(実施日・確認者)、成績一覧表、個人評定表をファイルに保管。

学籍簿として永久保存(データ・紙)改ざんなどできないよう耐火庫保存

確認時期: 原則、前期・後期終了時点とする。

前期 9月 第3週目 ※4年生 前期実習カリキュラム5クール目まで

後期 3月 第5週目

送付時期: 前期・後期各終了時点で成績表を第一保証人宛にて全学生に送付。

前期 10月第1週目

後期 4月第1週目(4年次は卒業日に単位修得証明書送付)

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

● 客観的な指標の設定 成績評価の指標 (基準設定)

2021年までに入学した学生

優 (100～80点) 良 (79～70点) 可 (69～60点) 不可 (59～0点)

可以上を認定とする。前期末・後期末には学生個々の全科目の平均を算出し100点満点で点数化する。学生は学年平均点と個人平均(少数点第三位を四捨五入し少数点第二位で示す)を記載した履修表を受け取り自分の順位を確認するとともに平均点が75点以下の場合学年担当教員が確認後学習支援を行う。

日本学生支援機構奨学生については下位1/4であれば学習支援を行う。

2022年以降に入学した学生

S秀4 (100～90点) A優3 (89～80点) B良2 (79～70点) C可1 (69～60点) D不可0 (59～0点) C可以上を認定とする。前期末・後期末には学生個々の全科目の平均を算出し100点満点で点数化する。成績不振者への支援は2021年以前と同様に行う

● 成績評価の適切な実施に係る取組の概要

履修科目の成績は科目毎に100点満点で点数化している。

シラバスに明記された評価方法をもとに、講師により点数化する。

学生は学年平均点と個人平均(少数点第三位を四捨五入し少数点第二位で示す)を記載した履修表を受け取り自分の順位を確認する

①学科試験

学科試験・科目の形態・目標・内容により、筆記試験や実技試験(看護技術)

②レポート課題の提示

担当講師から随時、課題の提示がある場合や、学科試験にかわる

③実習評価の方法

学習過程・記録で実習評価表を用いて評価する。

病院環境と生活を理解する実習、日常生活援助実習よりルーブリック評価表を用いた評価

④卒業研究の評価について

パフォーマンス課題の提示

担当講師から学科試験にかわるものとして提示する。

論文作成、論理性、看護体験の意味づけ、発表の評価視点に沿って、「大変良い」「よい」「努力を要する」の3つの尺度を用いてルーブリック評価表を用いて評価する。評価項目は100点満点で点数化する。

ルーブリック評価は、事前にパフォーマンス課題を提示し、その課題に対するパフォーマンスをルーブリックという基準に沿って評価

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

学則・教育課程・講義概要(冊子)を全学生に配布  
尾道市医師会看護専門学校職員室にて閲覧可能



4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

● 卒業までに身につける能力・資質(卒業認定・専門士授与の方針)

1. 教育目的

看護師になろうとする者に必要な知識・技術・豊かな人間性を養い、看護に対する喜びと誇りを持って、保健・医療・福祉に貢献しうる有能な人材を育成する

2. 教育目標

- ①看護に必要な知識・技術・態度を身につける。
- ②看護の対象である人間を総合的にとらえ対象のもつ看護上の問題解決ができるための判断力・応用力を養う。
- ③科学的に物事を判断し応用できる能力を養う。
- ④保険医療チームの一員として看護師の役割を認識し他の医療職者との調整役となり、よきリーダーシップがとれる能力を養う。
- ⑤教養と感性を高め幅広い人間性を養う。
- ⑥専門職業人として生涯学習する態度を身につける。
- ⑦看護の向上を目指して深求心を養う。

3. 3つのポリシー

①アドミッション・ポリシー (入学者受け入れからの方針)

1. 看護師になりたいという意思がある人
2. さまざまなこと(人や地域社会など)に関心を持てる人。
3. 素直さ、誠実さ、謙虚さを持ち、責任を持ち取り組める人。
4. 自ら考え、課題解決に向けて前向きに努力し続ける人。
5. 様々な人とコミュニケーションを図れる人。

②カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)

本校は、ディプロマ・ポリシーに掲げる到達目標を達成するために、以下のようなカリキュラムを編成し、授業を行う。教育内容、教育方法、学習成果の評価については以下のように方針を定める。

1. 教育内容

基礎分野：看護を学ぶための基礎となるもので、科学的思考力およびコミュニケーション能力を高め、主体的な判断行動がとれる基礎的能力を養う。又、人間と社会のしくみを理解し、多様な社会、文化、価値観を理解する幅広い視野を持ち、国際化に対応する能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う科目を配置する。

専門基礎分野：科学的根拠に基づいた看護実践に必要な臨床判断の基盤となる健康から疾病に至るまでの身体の変化と診断・治療を理解し、また、人々が生涯を通じて健康や障害の状態に応じた社会資源の活用ができるための保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係職種の役割を理解する基礎的能力を養う科目を配置する。

専門分野：基礎分野、専門基礎分野での学びをもとに、臨床判断能力や看護の基盤となる理論、技術、看護の展開方法の基礎的能力を養う科目を配置する。又、地域で生活する人を理解し、成長発達や健康レベル、様々な生活の場に応じた看護を実践できるための基礎的能力を養う科目を配置する。さらに、看護の専門性を高めるために、幅広い視野、チーム医療・多職種連携のための看護師の役割を理解し、対象の状況に応じて、看護実践を行うための基礎的能力を養う科目を配置する。

## 2. 教育方法

看護の向上を目指して探求心を養うために、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を行う。ビジョン・ゴールを掲げ、学生自身の能力や発想を引き出し、目標に向い自主的な行動がとれるように支援する。豊かな人間性を養うために、看護学生に必要なマナーについて教科外活動・授業を通して学んでいく。

## 3. 学習成果の評価

各科目のシラバスに示された評価方法をもとに評価を行う。

学生による授業評価を行い、教育方法の改善につなげる。

### ③ディプロマ・ポリシー（卒業認定、専門士授与の方針）

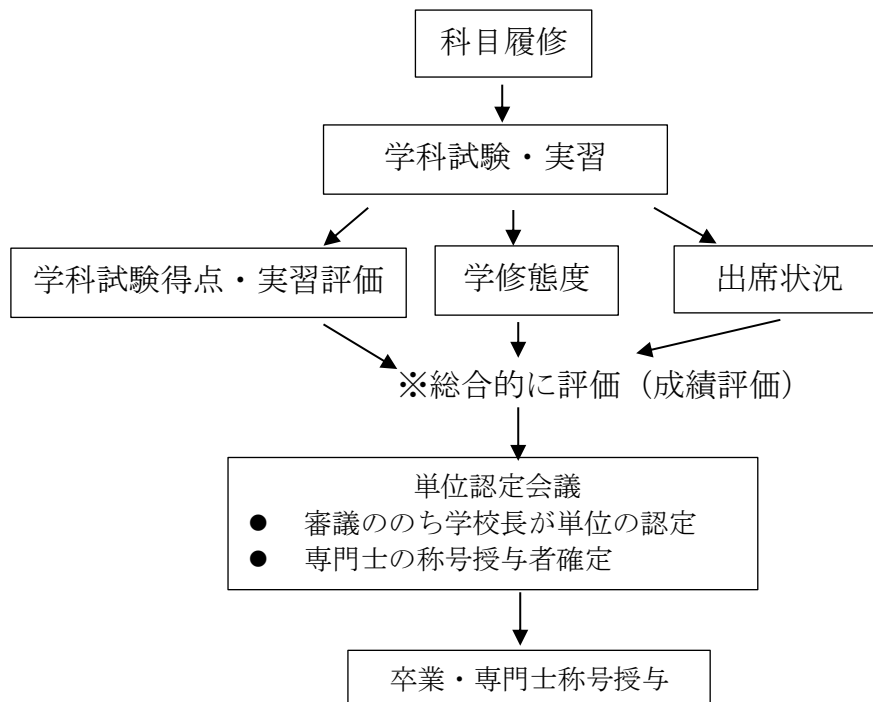
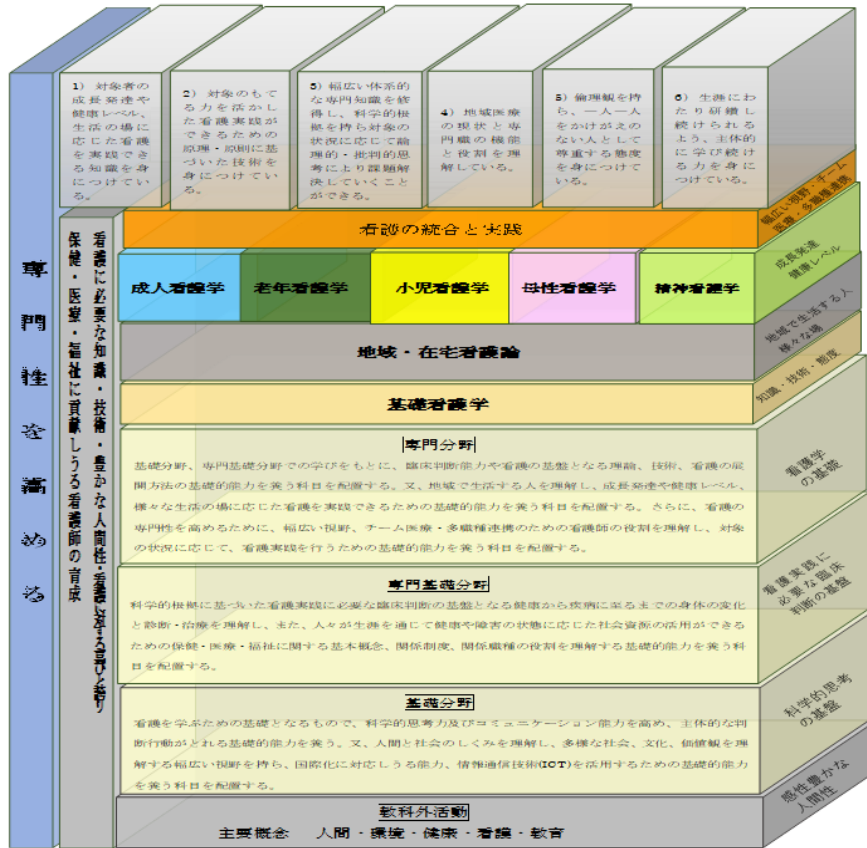
1. 対象者の成長発達や健康レベル、生活の場に応じた看護を実践できる知識を身につけている。
2. 対象の持てる力を活かした看護実践ができるための原理・原則に基づいた技術を身につけている。
3. 幅広い体系的な専門知識を修得し、科学的根拠を持ち対象の状況に応じて理論的・批判的思考により課題解決していくことができる。
4. 地域医療の現状と専門職の機能と役割を理解している。
5. 倫理観を持ち、一人一人をかけがえのない人として尊重する態度を身につけている。
6. 生涯にわたり研鑽し続けられるよう、主体的に学び続ける力を身につけている。

## 4. 卒業までの教育目的・教育目標を達成するための教育課程構成図

広い視野と感性豊かな人間性を養うための基礎分野と教科外活動を基盤とし、専門性を高めていくために専門基礎分野・専門分野Ⅰ・Ⅱを位置付ける。また、看護の創造性を追求していく分野として統合分野を位置付ける漸進的な積み上げ型の教育課程とする。

● 卒業を適切に認定するための流れ

教育課程構造図



卒業の認定に関する方針の公表方法

学則・教育課程・講義概要(冊子)を全学生に配布  
尾道市医師会看護専門学校職員室にて閲覧可能

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: )	対象年度: )
公表方法:	
中長期計画(名称: )	対象年度: )
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:
-------

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:
-------

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法： ） （概要）
卒業の認定に関する方針（公表方法： ） （概要）
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： ） （概要）
入学者の受入れに関する方針（公表方法： ） （概要）

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：
-------

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	人	—					人
	—	人	人	人	人	人	人
	—	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
人		人					人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)		公表方法：					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
	人	人	%	人	人	%	人	人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	人	人	%	人	人	%	人	人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
合計	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

学部名	学科名	卒業に必要なとなる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組 (概要)
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要)
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要)

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：
-------



(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	
設置者名	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		人	人	人
内 訳	第Ⅰ区分	人	人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				人
合計（年間）				人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人

(備考)
------

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	尾道市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾道市医師会

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="http://ono-ishikai-kango.jp/schoolguide/management.php">http://ono-ishikai-kango.jp/schoolguide/management.php</a> PDF 尾道市医師会窓口で希望者閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	<a href="http://ono-ishikai-kango.jp/schoolguide/management.php">http://ono-ishikai-kango.jp/schoolguide/management.php</a> PDF 尾道市医師会窓口で希望者閲覧可能
財産目録	
事業報告書	PDF 尾道市医師会看護専門学校窓口で希望者閲覧可能
監事による監査報告（書）	<a href="http://ono-ishikai-kango.jp/schoolguide/management.php">http://ono-ishikai-kango.jp/schoolguide/management.php</a> PDF 尾道市医師会窓口で希望者閲覧可能

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程 3年課程（定時制）	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼	105 単位時間/単位	82 単位時間/単位	単位時間/単位	23 単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位
			105 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160人		159人	0人	10人	61人	71人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>授業方法及び内容は、教育目的・教育目標・教育課程をもとに担当教員・外来講師が授業目的を達成できるよう授業内容・方法・テキストを決定する。</p> <p>主にテキストを中心とした授業を行い、参考資料として教員や外来講師が提供したプレゼンテーションをもとに教育課程どうりの内容を講義。コロナ禍ではGoogleClassroomのソフトを使ってオンライン授業を行い、プレゼンテーション・課題などの提示やレポート提出を行い、教員・講師はデータを回収し評価の参考とする。</p> <p>年間授業計画は次年度年間行事計画決定後、前年11月に立案し専任教員や外来講師に依頼し承諾を得ると同時に授業内容・方法・評価方法・テキストを決定。</p> <p>外来講師を対象とし教育目的・教育目標・教育課程を相互する講師会議を年1回行い、授業計画と授業方法を確認し看護師国家試験合格への傾向を話し合いによって授業に有効に生かすよう学習内容を決定する。</p> <p>学生に対してはオンライン授業アプリに年間授業計画をスプレッドシートのかたちでアップしているため、これを利用して、許可したアカウントからアクセスし、授業計画・計画の変更を確認することができる。</p>

2022年以降に入学した学生の（現在1年在校生）学科等の情報  
 ※令和4年4月の保助看学校養成所指定規則一部改正に伴う教育課程改正によりの2021年度以前の入学生（現在2.3.4.年在校生）とは開設している授業の種類が変更することによるもの

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程 3年課程（定時制）	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
	昼		講義	演習	実習	実験	実技
4年		104 単位時間／単位	81 単位 時間/単位	単位時 間/単位	23 単位 時間/単位	単位時 間/単位	単位時 間/単位
			104 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生 数	専任教員数	兼任教員 数	総教員数	
160人		159人	0人	10人	61人	71人	

### 成績評価の基準・方法

（概要）

概要）

1) 履修認定評価基準

①2021年までに入学した学生

優（100～80点）良（79～70点）可（69～60点）不可（59～0点）

可以上を認定とする。

前期末・後期末には学生個々の全科目の平均を算出し100点満点で点数化する。

学生は学年平均点と個人平均(少数点第三位を四捨五入し少数点第二位で示す)を記載した履修表を受け取り自分の順位を確認する

②2022年以降に入学した学生

（令和4年4月の保助看学校養成所指定規則一部改正に伴う教育課程改正により履修認定評価基準の変更することによるもの）

S秀4（100～90点）A優3（89～80点）B良2（79～70点）C可1（69～60点）D不可0（59～0点）

C可以上を認定とする。前期末・後期末には学生個々の全科目の平均を算出し100点満点で点数化する。

学生は学年平均点と個人平均(少数点第三位を四捨五入し少数点第二位で示す)を記載した履修表を受け取り自分の順位を確認する

担当講師から学科試験にかわるものとして提示する。

・論文作成、論理性、看護体験の意味づけ、発表の評価視点に沿って、「大変良い」「よい」「努力を要する」の3つの尺度を用いてルーブリック評価表を用いて評価する。

・評価項目は100点満点で点数化する。

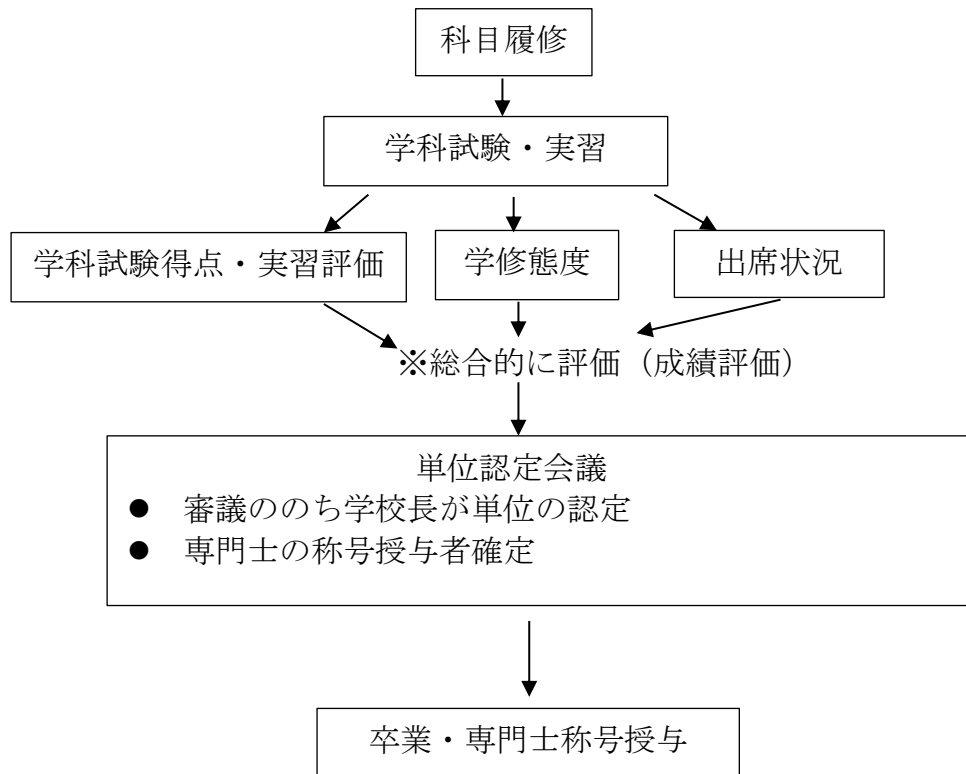
ルーブリック評価は、事前にパフォーマンス課題を提示し、その課題に対するパフォーマンスをルーブリックという基準に沿って評価し、学習課題の理解度を確認できる有効な手段である。

2) 成績評価の方法

学科試験・レポートまたは実習評価および学修態度、出席状況を総合して行う。既修得単位の認定は、学則第5章第22条 既修得単位認定規程に基づいて行う。

<p>(1) 学科試験について</p> <p>①受験資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験資格は各科目該当講師の授業時間数の3分の2以上出席していること。</li> </ul> <p>②受験時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科試験は、講義終了後に行う。</li> <li>・講義時間数の多い科目については中間試験を行うこともある。</li> <li>・1単位に複数の講師が担当する場合は、1回の試験として扱う。</li> </ul> <p>③試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科目の形態・目標・内容により、筆記試験や実技試験（看護技術）が行われる場合がある。</li> </ul> <p>(2) レポートについて</p> <p>①レポート課題の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当講師から随時、課題の提示がある場合や、学科試験にかわるものとして提示される場合がある。</li> </ul> <p>②課題の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各科目のレポート課題の必要事項（課題、提出形式、枚数等）を確認し、期限・時間を厳守する。</li> </ul> <p>(3) 実習評価について</p> <p>①実習評価資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習時間数の5分の4以上出席していること。</li> </ul> <p>②実習評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習過程・記録で実習評価表を用いて評価する。</li> <li>・病院環境と生活を理解する実習、日常生活援助実習よりルーブリック評価表を用いた評価を行っている。</li> </ul> <p>③記録の提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限が守れない場合は、記録による評価ができない場合がある。</li> </ul> <p>(4) 学修態度・出席状況について</p> <p>①学修態度・出席状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習者の学修態度・出席状況は学修過程に大きく影響するため、学修態度出席状況を整えることが大切である。</li> </ul>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>履修認定評価基準</p> <p>2021年までに入学した学生</p> <p>①成績評価の基準 100点満点とし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優 (100～80点) 良 (79～70点) 可 (69～60点) 不可 (59～0点)</li> </ul> <p>可以上を認定とする。</p> <p>入学前の修得科目について単位を認定する場合は「認定」と表記</p> <p>2022年以降に入学した学生</p> <p>②S 秀 4 (100～90点) A 優 3 (89～80点) B 良 2 (79～70点) C 可 1 (69～60点) D 不可 0 (59～0点)</p> <p>C 可以上を認定とする。前期末・後期末には学生個々の全科目の平均を算出し100点満点で点数化する。</p> <p>入学前の修得科目について単位を認定する場合は「認定」と表記</p>

● 卒業進級認定方針



各講義・実習単位は在学期間中に修得するただし8年を超えては在籍できない。単位未認定の科目は次年度以降にその科目を履修し試験に合格すれば認定となる。

学則・細則に基づき卒業認定会議（1月実施）進級認定（3月実施）を実施し決定する。

3年生終了までにそれまでに修得すべき単位はすべて修得し未修得がある場合は原級留め置きとして修得する。

3年次に修得すべき「日常生活援助実習」を履修するには2年次に修得すべき「病院環境と生活を理解する実習」の単位が修得済みでなければならない。

また4年次に修得すべき臨地実習のなかで「専門分野Ⅱ」「統合分野」の実習を履修するには3年次に修得すべき「日常生活援助実習」を修得済みでなければならない。

卒業は本校の定める教育課程全講義・全実習を履修しすべての単位を修得したことを職員会議を経て卒業認定会議で認める。ただし欠席が出席すべき日数の3分の1以上ある場合は認定しない。

学修支援等

（概要）

- 特別措置として本人が災害援助法に適應する災害に遭った場合次期学納金を減免。
- 学生カウンセリングの設置



卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
33人 (100%)	0人 (0.0%)	33人 (100%)	0人 (0.0%)
(主な就職、業界等) 主に看護師として病院に就職			
(就職指導内容) 学内就職ガイダンス 3年生対象 3月実施 (専門家による就職活動の指導) 就職ガイダンス 4年生対象 4月実施 (学内就職ガイダンス) 学校主催病院説明会 3.4年生対象 5月実施 (病院・施設人事担当者との学内での就職説明会・個別就職相談と提出書類の指導)			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家資格の取得 受験者33人全員が国家資格取得できた			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
159人	6人	3.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 平素から学生ひとりひとりの様子の変化に気を配り適宜声掛けを行い、面談を行う。 学内カウンセリングを紹介するなど、精神面でのフォローを行う。 しかしながら、新たな目標ができ、進路変更を希望する者には、目標の達成を応援するなどの進路指導を行う。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	230,000 円	460,000 円	290,000 円	その他年間／施設整備維持費 実習費・休学在籍料
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
特別措置 (災害被害にあった在校生の学納金減免)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学則・教育課程・講義概要(冊子)を全学生に配布 尾道市医師会看護専門学校職員室にて閲覧可能 学校情報・事業報告誌「こよみ」を作成、年1回発行し尾道市医師会役員・学校関係者配布
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制) 実施体制は 学校関係者評価規程に基づき実施する。 上記の規程にある学校関係者委員会は学校外の関係者による学校評価を行い自己評価の結果の客観性・透明性を高めることや学校の理解促進や連携協力による学校運営の向上を図ることを目的とし学校関係者委員は公平に評価できるとして外部2名とし、学内では副学校長・教務主任が学校関係者委員会会議にて評価にかかわる体制とする。(規程では学校評価委員は若干名と示している) 実施方法は 年1～2回学校関係者委員会会議を開催。 協議項目(内容)として1.教育理念・教育目的2.教育目標3.教育課程経営 4.授業・学習・評価課程5.経営・管理課程と財政6.入学7.卒業・就職・進学 8.地域社会との連携・国際交流9.研究 以上の項目・評価内容の詳細を示した資料を事前に委員に提供し評価内容を検討依頼し、学校関係者委員会会議にて協議・点数化評価をいただく。 評価結果の活用方法として 学校関係者評価にてあらゆる視点から評価をいただくことにより、教育課程運営や豊かな人間性を養う教育に取り組めることができていることを再認識できている。これと同時にカリキュラム評価からの今後の課題、学校目標の視点で改めて気付く内容、教員が研究を十分に行える環境整備など本校の課題も明確となり、現在これらの助言・評価を生かし教員会議・教員間での学内研修・運営委員会にて議題提示し運営を見直すなどすすめている。評価時期は3月(年度末)

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
JA 尾道総合病院	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	看護部長 学校教育関係者
一社 尾道市医師会 介護老人保健施設「やすらぎの家」	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	副施設長 学校教育関係者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 尾道市医師会看護専門学校職員室にて閲覧可能		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p><a href="http://ono-ishikai-kango.jp/">http://ono-ishikai-kango.jp/</a></p> <p>毎月月末に尾道市医師会が発行する刊行物「医師会報」と毎年1回学校事業報告を取りまとめた刊行物「こよみ」は、いずれも学校関係者に配布</p>
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	尾道市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 尾道市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		-	-	-
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				-
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)
------

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。